

千葉県コミュニティセンター新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

【利用者における感染防止策】

- 利用前に検温を実施する。
- 以下の症状等がある場合は、来館を控える。
 - ・発熱37.5度以上あった場合（または平熱比1度超過）
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。
- 施設内では、咳エチケット、正しいマスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
 - ※「正しいマスクの着用」とは、令和4年5月25日付け厚生労働省事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」のとおりとする。
- 施設内では、人と人との距離を最低1m（できれば2m）確保する。
- 利用の前後に手洗い、消毒などの手指衛生を行う。
- 障害、又は特定の健康状態により、マスクの着用が困難な方については、施設に知らせた上で、咳エチケット、利用前後の手洗い・消毒、人と人の距離（最低1m、できれば2m）の確保を徹底し、可能な限りフェイスシールドやマウスシールド等を着用し利用する。
- 近距離での会話や発声、高唱は避ける。
- 「3つの密」を避ける。
 - ・施設が定める定員を守る。
 - ・互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声は避ける。
 - ・利用中は窓を開放する。（可能であれば2方向）
 - ※外気温が低いときは、室温の低下に伴う健康への影響を防止するため、居室内の温度及び湿度を一定程度以上に維持できる範囲内で、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気を行う。（厚生労働省作成「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」参照）
- 後日、感染者の施設利用が判明した場合に備え、すべての利用者に連絡が取れるよう、利用毎の参加者名簿を作成し、保管する。
- 館内で食事をする場合は、以下の点を徹底する。
 - ・できる限り短時間で、決められた場所において食事をする。
 - ・食事の前後は、手洗い・手指の消毒を行う。
 - ・対面での食事とならないようにし、人と人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開ける。
 - ・食事中の会話を避け、会話の時はマスクを必ず着用する。
- 接触、飛沫感染リスクの高い活動を行う際には、国や関連する業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドラインに基づく対策を講じる。
- 運動時等でマスクをしていない時は、大きな声で会話や応援等を行わないとともに、他の利用者（グループ）との十分な距離（少なくとも2m以上）の確保や咳エチケットを徹底すること。また、休憩時や着替え時など運動をしていない時や会話をする際にはマスクを着用する。

【施設管理者における感染防止策】

- 接触、飛沫感染リスクの高い活動（合唱、コーラス、社交ダンス等）については、利用者へ別紙に示す注意事項を遵守するよう促す。

- 施設入口及び施設内に手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。
- 障害や病気などの理由によりマスクの着用が困難な利用者がある場合は、咳エチケット、利用前後の手洗い・消毒、人と人の距離（最低1 m、できれば2 m）の確保を徹底し、可能な限りフェイスシールドやマウスシールド等着用での利用をお願いする。
- 他者と共有する物品（貸出備品等）やドアノブなど手が触れるテーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、電話、手すり等はこまめに消毒する。消毒液は、アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いる。
- 万が一、感染者の施設利用が判明した場合に備え、図書室の利用やスポーツ施設の個人使用の際には、受付時に利用者の氏名、連絡先を把握する。利用者の氏名、連絡先を書面で提出を受けた場合は、保存期間（少なくとも1か月以上）を定め、適正な保存・処分を行うこと。（施設管理者は、利用者に対して個人情報を収集する目的（施設利用者の感染が判明した場合に保健所の調査で使用する）を的確に明示するなど、個人情報の適切な取り扱いに留意する。）
- 施設内の清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- 施設内が混雑しないよう、入館（室）制限等を実施する。
- 施設内を巡回し、館内において「3つの密」の状態が発生していないか確認する。
- 受付等の窓口には、透明ビニールカーテン等を設置し、来館者との飛沫感染を予防する。
- ロビーは、間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ホームページや施設内の利用者が見やすい場所に、接触確認アプリ（COCOA）に係る掲示等を行い、活用を促す。
- 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- トイレは蓋を占めて汚物を流すよう表示する。
- トイレは、共用のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルの設置や個人用タオル等の持参を徹底するよう利用者へ促す。（ハンドドライヤーは、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃した上で使用する。）
- 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気をしながら清掃を行う。
- 県外居住者について、居住地の都道府県で不要不急の外出自粛要請や他都道府県への往来の自粛要請等が発出されている場合は、利用自粛を促す。
- 館内で食事をさせる場合には、以下の対策を講じる。
 - ・ 飲食スペースを設け、定められた場所で食事するよう利用者へ促す。
 - ・ 座席と座席の間隔を最低1 m（できるだけ2 mを目安に）開ける。
 - ・ 座席と座席の間にアクリル板等（パーティション）を設置する。
 - ・ 飲食スペース付近に、手指消毒用のアルコール消毒液を設置する。
 - ・ 食事中以外のマスク着用について掲示及び呼びかけを実施する。
 - ・ 飲食スペースの換気を徹底する。

別 紙**【合唱、コーラス、社交ダンス等利用時の注意事項】**

(1) 発声を伴う活動

合唱・コーラス、詩吟、軽音楽（歌唱あり）、民謡・謡曲、演歌・歌謡、カラオケ、ジャズ・タンゴ等

<注意事項>

ア 歌唱者間の距離は前後 2 m 以上、左右 1 m 以上確保し、向かい合う配置は避ける。

イ 指導者・伴奏者との距離を確保する。

ウ マスクを着用する。※

※フェイスシールド、マウスシールド、下部の開放が広いマスク等の隙間がある形状のものだけの着用は不可

エ 体操等のウォーミングアップは身体的接触をしないように注意する。

オ 楽譜・プリントなどの共有を避ける。

カ 窓を開け常に換気を行う。

(2) 身体接触を伴うもの

社交ダンス、フォークダンス、空手、柔道、剣道、合気道、少林寺拳法

<注意事項>

ア 当該サークルのメンバーで練習し、ほかのペアとは 1～2 m 以上離れる。

イ マスクを着用する。※

※フェイスシールド、マウスシールド、下部の開放が広いマスク等の隙間がある形状のものだけの着用は不可

ウ 物品の共有は避ける。

エ 窓を開け常に換気を行う。

オ 大声で話さず静粛を保つ。